

第39回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日） 午後2時
受付開始 午後1時

開催場所

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1
横浜市市民文化会館 関内ホール

末尾記載のご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
6名選任の件

目次

- 第39回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 議決権行使についてのご案内 …………… 3
- 株主総会参考書類 …………… 6
- (添付書類)
- 事業報告 …………… 14
- 連結計算書類 …………… 39
- 計算書類 …………… 41
- 監査報告書 …………… 43

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時到着分まで

【ご来場の自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、
新型コロナウイルスの感染リスクがあります。
当日のご来場につきましては、自粛をご検討
ください。
※株主様の安全を第一と考え、お土産の配付は
取り止めさせていただきます。

株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード 2705
2022年6月8日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 蔵 人 賢 樹

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめのうえ、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席を見合わせていただく場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1 横浜市市民文化会館 関内ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するご案内

<株主様へのお願い>

株主の皆様におかれましては、感染拡大の防止の観点から、本株主総会へのご来場は感染状況も踏まえて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使につきましては、書面の郵送またはインターネット（スマートフォンでも可）にて、事前にお手続きいただけますようお願いいたします。

<ご来場される株主様へのお願い>

・検温のお願い

会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・マスク着用のお願い

ご来場に際しては、マスクの着用をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は入場制限をさせていただきます。

・アルコール消毒液の使用のお願い

ご来場に際しては、受付前、および会場入り口に設置したアルコール消毒液をご使用ください。

なお、体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

<弊社の対応>

株主総会に出席する役員および運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。

また、例年より所要時間を短縮しての開催とさせていただきますことをあらかじめご了承ください。

株主様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ここに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

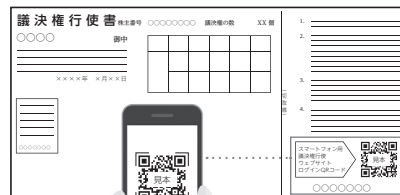
2022年6月23日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

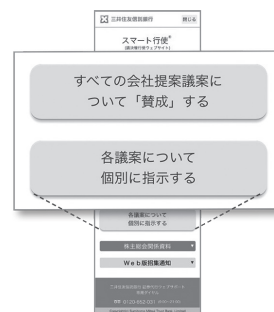


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



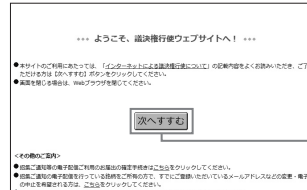
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

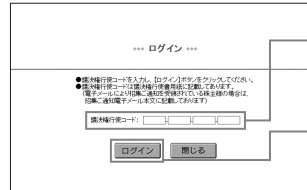
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
してください。



「次へすすむ」を
クリック

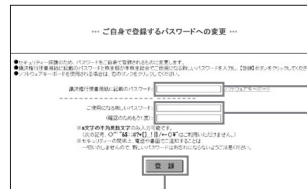
2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入
力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会および取締役会の招集権者および議長が取締役社長に限定されている現行定款第15条および第23条を変更し、その他の取締役が招集権者および議長になることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第4章 株主総会および種類株主総会 第13条および第14条 <条文省略>	第4章 株主総会および種類株主総会 第13条および第14条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集する。当該取締役会に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条および第18条 <条文省略></p>	<p>第17条および第18条 <現行どおり></p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条～第22条 <条文省略></p>	<p>第19条～第22条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第24条～第30条 <条文省略></p>	<p>第24条～第30条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 監査等委員会</p> <p>～</p> <p>第8章 計算 ＜条文省略＞</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) ＜条文省略＞</p> <p>＜新設＞</p>	<p>第6章 監査等委員会</p> <p>～</p> <p>第8章 計算 ＜現行どおり＞</p> <p>附則</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度導入に関する経過措置) 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 蔵 人 賢 樹	代表取締役社長	100% 12回／12回
2	再任 羽 田 正 貴	取締役 経営管理本部長	100% 12回／12回
3	再任 三 森 智 仁	取締役（非業務執行）	100% 12回／12回
4	新任 橋 澤 順	なし	—
5	再任 小 濱 直 人 社外取締役	取締役	100% 12回／12回
6	再任 鈴 木 孝 子 社外取締役	取締役	100% 12回／12回

1 ^{くろ} ^{うど} ^{まさ} ^き
蔵 人 賢 樹 (1979年1月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2010年4月	株式会社コロワイド入社	2017年6月	株式会社コロワイドMD代表取締役社長
2011年6月	同社取締役		
2012年4月	同社常務取締役	2019年3月	株式会社WORITS代表取締役社長
2016年4月	同社専務取締役	2020年11月	当社代表取締役社長（現任）
		2020年11月	株式会社大戸屋代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 3,000株

■ 取締役候補者とした理由

コロワイドグループにおいて、将来を展望した新規業態開発をはじめ、営業企画・マーケティングを中心に政策立案・業務執行を推進。今後も当社において重要な課題となるコロワイドグループとのシナジー効果創出・最大化に向けて、同グループに対する影響力行使の観点からも適切な人材と考え、取締役候補者いたしました。

2 ^{はね} ^だ ^{まさ} ^{たか}
羽 田 正 貴 (1981年9月21日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行入行	2019年4月	同社取締役CFO
2011年7月	株式会社経営共創基盤入社	2019年6月	株式会社スタジオKAI取締役
2015年5月	株式会社タツノコプロ経営戦略部部長	2021年1月	株式会社コロワイド入社
2018年8月	株式会社アサツーディ・ケイ入社	2021年1月	当社執行役員経営管理本部副本部長
2018年9月	株式会社ゴンゾ執行役員	2021年2月	当社取締役経営管理本部長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 1,000株

■ 取締役候補者とした理由

金融機関およびコンサルティング会社における高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社における経営および業務改善に携わってきた経験から、今後も当社における経営企画・経営管理機能の充実に資する人材と考え、取締役候補者いたしました。

3 ^{みつ もり とも ひと} 三 森 智 仁 (1989年3月9日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社入社
2013年4月 株式会社大戸屋入社
2014年8月 同社執行役員社長付
2015年6月 当社常務取締役海外事業本部長
2016年2月 株式会社スリーフォレスト
代表取締役（現任）
2020年11月 当社非業務執行取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 取締役候補者とした理由

過年度における当社経営陣としての知見に加え、創業者精神の継承および外食の新規領域にかかる事業経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者としていたしました。

4 ^{はし ざわ じゅん} 橋 澤 順 (1979年1月18日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年4月 株式会社コロワイド入社
2017年7月 株式会社コロワイドMD商品マーケティング本部統括部長
2019年4月 株式会社シルスマリア取締役営業本部長
2021年11月 株式会社大戸屋商品マーケティング本部長
2022年3月 株式会社大戸屋取締役営業本部長（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 取締役候補者とした理由

営業部門、マーケティング部門についての豊富な経験と知見を有しており、現在は株式会社大戸屋取締役営業本部長に就任しております。営業全般に関する経験を生かし、国内事業戦略の中心として業務を推進しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と考え、取締役候補者としていたしました。

5 お ばま なお と
小濱直人 (1965年8月19日生)

社外再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月	ソロモンブラザーズアジア証券株式会社入社	2010年 6月	京都きもの友禅株式会社代表取締役社長
1998年 8月	クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社 東京支店投資銀行本部ディレクター	2011年 5月	株式会社オフィス小浜代表取締役（現任）
2002年11月	日本産業パートナーズ株式会社 マネージング・ディレクター	2018年 3月	日本和装ホールディングス取締役
2005年 1月	オリンパスキャピタルホールディングスアジアホンコンリミテッド東京支店日本統括執行役員	2020年 4月	朝日放送グループホールディングス株式会社執行役員ビジネス開発・海外ビジネス担当
		2020年11月	当社社外取締役（現任）
		2021年 6月	株式会社ディー・エル・イー代表取締役（現任）

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年8カ月となります。

同氏には、金融に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

6 ^す ^き ^た ^か ^こ 鈴木孝子 (1961年9月12日生)

社外再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月	日本ユニバック株式会社 (現日本ユニシス株式会社) 入社	2015年 4月	同社業務部業務プロセス改革室室長
2011年 4月	日本ユニシス・ビジネス株式会社情報システム管理室長	2017年 4月	同社購買マネジメント部バリューチェーン企画室長
2014年 4月	日本ユニシス株式会社業務部G-IT管理室長	2018年 4月	同社購買マネジメント部業務プロセス企画室長
		2020年 6月	Taka-co designing代表 (現任)
		2020年11月	当社社外取締役 (現任)

■ 所有する当社普通株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割

IT分野・内部監査業務に関する高度な知識と経験のみならず、当社主要顧客層である女性ならびに主婦の目線から、取締役会において有益な提言・助言を頂けると考え、取締役候補者といたしました。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年8カ月となります。

同氏には、IT分野・内部監査業務に関する幅広い知識と経験で、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献頂くとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のために、独立した立場から、当社の経営を監視・監督して頂くことを期待しております。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森智仁氏は非常勤の非業務執行取締役、小濱直人氏および鈴木孝子氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は小濱直人氏および鈴木孝子氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。当社は本議案が承認可決された場合、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として引き続き届け出ることを予定しております。
4. 当社と三森智仁氏、小濱直人氏および鈴木孝子氏の間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する額を限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏の間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定です。
5. 各候補者とも、当社の優先株式は保有していません。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

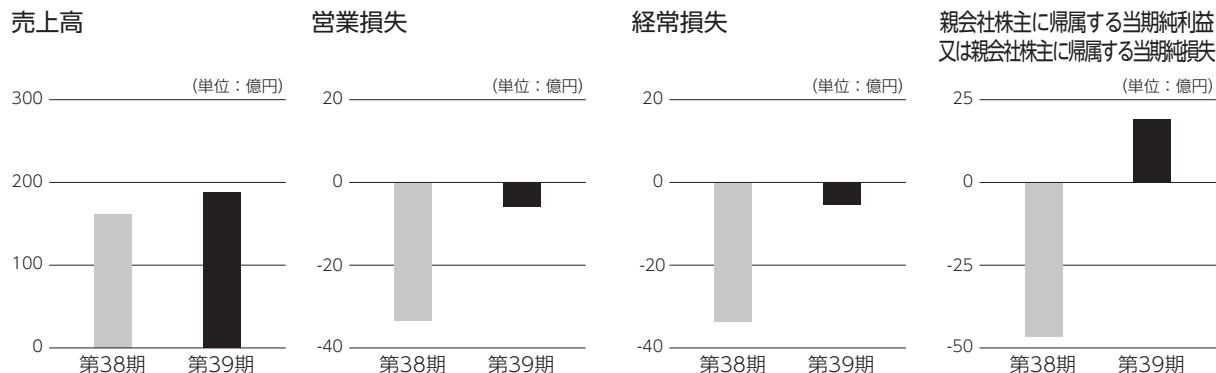
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、首都圏を中心とした度重なるまん延防止等重点措置および緊急事態宣言の発令をはじめとした、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、困難な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症に関する予防ワクチン接種が進んだこともあり、新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少に伴う各種規制の緩和等が行われたことにより経済社会活動の持ち直しが期待されますが、原油、原材料価格の高騰やウクライナ情勢等による地政学的リスクの上昇が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されま

す。外食産業におきましても、度重なるまん延防止等重点措置および緊急事態宣言の影響による外出機会の減少、行政の要請に基づく営業時間の短縮、およびソーシャルディスタンス（社会的距離）確保のための客席数の削減等が行われるなか、例年に比して外食需要が大きく減少し、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施し、お客様に安心して店舗をご利用頂ける環境づくりに努めるとともに、ブランド力の更なる向上および商品・メニュー戦略の立て直しのため、季節ごとのフェアメニューの強化等に取り組んでまいりました。また、店舗オペレーションの標準化による提供時間の遅延解消等によるお客様数・売上高の回復、ならびにコロナワイドグループとの協働による調達コストの削減および店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等、収益性の改善に取り組んでおります。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高188億34百万円（前年同期比16.7%増）、営業損失5億94百万円（前年同期は営業損失33億43百万円）、経常損失5億32百万円（前年同期は経常損失33億68百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は19億10百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失46億69百万円）となりました。



事業セグメント別の業績の概況

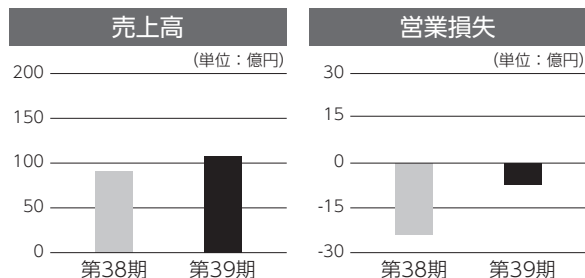
①国内直営事業

売上高 **107億96百万円**

(前期比 18.5%増)

営業損失 **7億28百万円**

(前期23億78百万円 営業損失)



国内直営事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続くなか、労働時間の適正化等コスト管理を行ったことに加え、店舗オペレーションの簡素化により商品提供時間の短縮を実現し、定期的なフェアメニューの展開、テレビCM放映等の広告宣伝および各種販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」1店舗（イオンモール高崎店）の新規出店を行いました。国内直営事業でありました3店舗（ゆめタウンはません店、BiViつくば店、コクーンシティ店）を国内フランチャイズ事業とした一方、国内フランチャイズ事業でありました2店舗（鶴見西口店、小牧店）を国内直営事業としました。また、5店舗（京都三条鴨川店、渋谷文化村通り店、仙台マールロード店、新宿アイランドイツ店、宝塚安倉店）を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」130店舗、その他3店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は107億96百万円（前年同期比18.5%増）、セグメント損失は7億28百万円（前年同期は23億78百万円の損失）となりました。

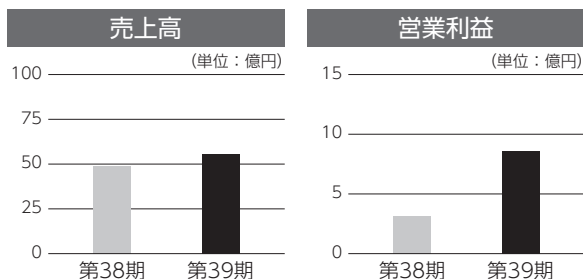
②国内フランチャイズ事業

売上高 **55億59百万円**

(前期比 13.8%増)

営業利益 **8億58百万円**

(前期比 174.1%増)



国内フランチャイズ事業においても、国内直営事業同様に定期的なフェアメニューの展開、テレビCM放映等の広告宣伝および各種販売促進活動等を実施した結果、売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善することとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」1店舗（関内セルテ店）の新規出店を行いました。また、国内フランチャイズ事業でありました2店舗（鶴見西口店、小牧店）を国内直営事業とした一方、国内直営事業でありました3店舗（ゆめタウンはません店、BiViつくば店、コクーンシティ店）を国内フランチャイズ事業としました。また、13店舗（JR琴似店、野々市店、岡崎店、富山魚津店、岡崎南店、福井月見店、イオンタウン武富店、藤沢駅前店、ひたちなか店、コクーンシティ店、豊田前山店、イオンモール盛岡南店、佐賀南バイパス店）を閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」169店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は55億59百万円（前年同期比13.8%増）、セグメント利益は8億58百万円（前年同期比174.1%増）となりました。

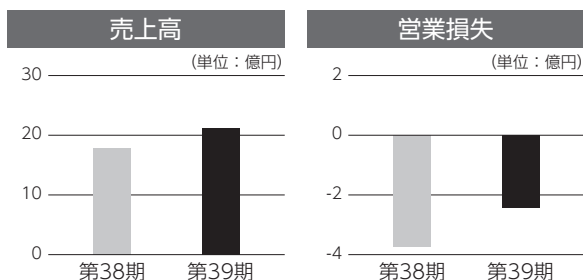
③海外直営事業

売上高 **21億17百万円**

(前期比 18.4%増)

営業損失 **2億44百万円**

(前期3億73百万円 営業損失)



海外直営事業においては、店内飲食の制限等により依然として厳しい環境が続きました。ただし、米国ニューヨーク州では新型コロナウイルス感染症の感染予防ワクチンの接種が進み、店内飲食の制限等の規制緩和があったこと等から売上高・セグメント利益ともに前連結会計年度より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外直営事業に係る稼働店舗数13店舗（香港大戸屋有限公司が香港において5店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国において3店舗、AMERICA OOTOYA INC. が米国ニューヨーク州において4店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当連結会計年度の売上高は21億17百万円（前年同期比18.4%増）、セグメント損失は2億44百万円（前年同期は3億73百万円の損失）となりました。

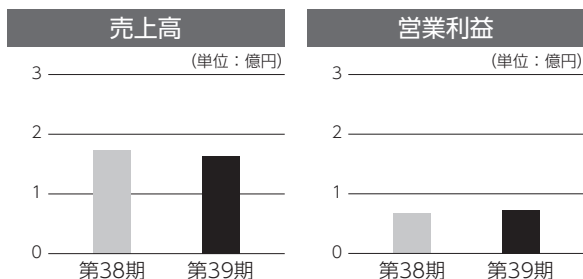
④海外フランチャイズ事業

売上高 **1億64百万円**

(前期比 5.6%減)

営業利益 **73百万円**

(前期比 9.0%増)



海外フランチャイズ事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、厳しい環境が続いております。ただし、地域によって差はあるものの店内飲食の制限等の規制緩和があったこと等から回復傾向にあり、セグメント利益は前連結会計年度より改善することとなりました。

当連結会計年度末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数101店舗（タイ王国において46店舗、台湾において43店舗、インドネシア共和国において11店舗、中国上海市において1店舗）を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は1億64百万円（前年同期比5.6%減）、セグメント利益は73百万円（前年同期比9.0%増）となりました。

⑤その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

その他の当連結会計年度の売上高は1億95百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比9.2%増）、セグメント利益は8百万円（前年同期は2百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は223百万円であり、新規出店および店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が100百万円、器具備品等に対する投資額が65百万円となっております。

(3) 対処すべき課題

引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことに加えて、原油、原材料価格の高騰やウクライナ情勢等による地政学的リスクの上昇が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

しかしながら、当社グループにおきましては引き続き、次のような施策を実施することで業績の回復を実現させる所存です。

- ・「健康」をキーワードにブランドを強化し、離脱者層の利用を促す
- ・グランドメニューの更なる改善による、より高付加価値な商品の提供
- ・店舗オペレーションの適正化による提供時間の遅延解消
- ・コロワイドグループとの共同購買による仕入れコスト削減
- ・店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化

上記を踏まえ、次期の連結業績につきましては、売上高251億63百万円、営業利益14億5百万円、経常利益13億79百万円、親会社株主に帰属する当期純利益9億53百万円を見込んでおります。

また、当社グループでは長期に亘る持続的な成長を目指し、ESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。具体的には、「環境」への取り組みの一例として、照明のLED化や発熱量の少ない調理器を導入する等、空調機器への負荷を軽減することで、エネルギー使用量の削減に努めております。「社会」への取り組みの一例として、ダイバーシティ推進の観点から、育児休暇制度等の整備や、グループ内の女性社員交流会の開催等の実施により、女性が働き続けることができる環境づくりに努めております。「ガバナンス」への取り組みの一例として、取締役会の機能強化の観点から、独立社外取締役を1/3以上維持するとともに、責務を果たすために必要なスキル・経験のバランスをとること等により、業務執行の管理・監督が出来る体制を構築することを推進しております。

以上のような取り組みにより、持続的な成長を推進できる企業体質に進化することを当社グループの重要課題に位置付けております。

なお、当社グループは、前連結会計年度において営業損失33億43百万円、経常損失33億68百万円、親会社株主に帰属する当期純損失46億69百万円を計上し、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間まで継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当該事象を解消するため、当連結会計年度において、当社グループは離脱者層の呼び戻し、提供時間の遅延解消、仕入コストの削減、労務費の適正化等、QSCの向上およびコストの見直しを図り継続した結果、第3四半期連結会計期間においては連結営業利益を計上する等損益構造が改善し、営業黒字を確保できる体質となりました。

当連結会計年度は、営業損失5億94百万円、経常損失5億32百万円となりましたが、「協礼金」等の下支えにより、親会社株主に帰属する当期純利益19億10百万円を計上いたしました。資金面については、当連結会計年度末において、43億29百万円の現金及び現金同等物を有しており、当面の事業資金を確保していることから資金繰り上の懸念はありません。また、2023年3月期は売上高の回復とともに連結営業黒字の計上を見込んでおります。

これらの状況から、当連結会計年度において、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況は解消したと判断しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

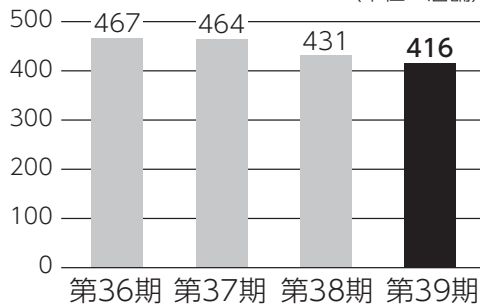
区 分 \ 期 別	第 36 期 2019年3月期	第 37 期 2020年3月期	第 38 期 2021年3月期	第 39 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
期 末 店 舗 数 (うち F C 店 舗 数)	467店舗 (308店舗)	464店舗 (301店舗)	431店舗 (280店舗)	416店舗 (270店舗)
売 上 高	25,729	24,579	16,139	18,834
経常利益または経常損失(△)	463	△569	△3,368	△532
親会社株主に帰属する当期 純利益または親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	55	△1,147	△4,669	1,910
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)(円)	7.64	△158.47	△659.27	249.49
総 資 産	9,815	8,816	9,106	9,809
純 資 産	4,625	3,347	1,472	3,415
1株当たり純資産(円)	633.17	452.63	△235.12	17.77

(注) 1.店舗数につきましては、3月末時点となります。

2.当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

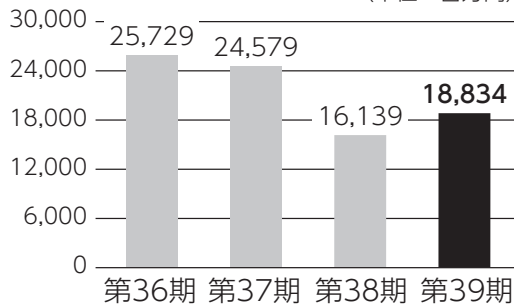
店舗数

(単位：店舗)



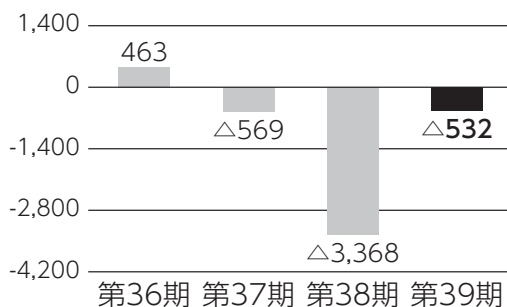
売上高

(単位：百万円)



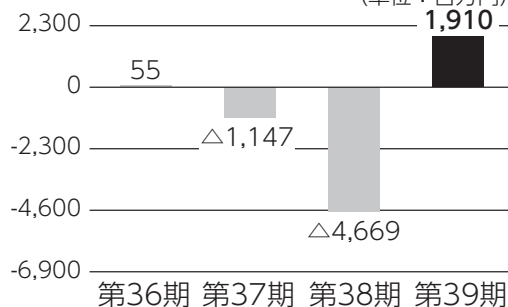
経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失

(単位：百万円)



(9) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集および加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集および加盟店の経営指導事業
その他	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(10) 主要な営業所および店舗

本部 神奈川県横浜市西区北幸一丁目1番8号
 山梨事務所 山梨県山梨市下栗原1309-2
 店舗 416店舗（うちF C店 270店舗）

(単位：店舗)

地域名	直営店	F C店	合計
東京都	60	26	86
神奈川県	19	24	43
埼玉県	15	7	22
千葉県	13	4	17
その他関東	1	12	13
北海道	6	3	9
東北	1	14	15
甲信越	5	11	16
北陸	-	3	3
東海	2	21	23
近畿	10	11	21
中国・四国	-	9	9
九州・沖縄	1	24	25
国内計	133	169	302
海外	13	101	114
合計	146	270	416

- (注) 1. 「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
 2. 店舗数につきましては、3月末時点となります。

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
557名	97名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	1名減	48.9歳	12.6年

(注) 従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員（パート・アルバイト）1名がおります。

(12) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社コロワイドで、同社は当社の株式を3,388千株（出資比率46.82%）保有いたしております。

2021年2月19日、当社の親会社である株式会社コロワイドを株主とする優先株式を発行しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社および株式会社コロワイドから独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツに対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得しました。

また、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、株主の意思を確認することが適切であると考え、2021年2月18日に臨時株主総会を開催して会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を取得して発行しました。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

支配株主と利害関係のない当社の社外取締役である小濱直人氏、河合宏幸氏、田村吉央氏および鈴木孝子氏の4名で構成する第三者委員会を設置し、①第三者割当により第1回優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）の必要性および相当性、および②本第三者割当増資が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。その結果、第三者委員会から、2020年12月23日付で本第三者割当増資の必要性および相当性は妥当であるとともに、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益ではないとの意見書入手し、当社の利益を害しないと判断しました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

①第1回優先配当金

期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下、「第1回優先株主」という。）又は第1回優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下、「第1回優先配当金」という。）を支払う。第1回優先配当金＝ $100,000,000円 \times 3.5\%$

②累積条項

ある事業年度において、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に支払う。

③非参加条項

第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。

④第1回優先中間配当金

中間配当を支払うときは、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。

第1回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、100,000,000円に下記に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

第1回経過優先配当金相当額

第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主又は第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (4) 普通株式への転換
第1回優先株式の発行より3年超に亘り行使可能期間の制限が設けられていることから、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を最小限に留め得るものと考えております。
- (5) 議決権条項
第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10百万円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
OTOYA NJ L.L.C.	1,500千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
VIETNAM OOTOYA CO., LTD.	100,000千ベトナムドン	100.0%	和食レストランの経営
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	49.0%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

(注) 上記の8社が連結子会社であります。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(13) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	802百万円
株式会社横浜銀行	630
株式会社あおぞら銀行	270
三井住友信託銀行株式会社	270
株式会社三菱UFJ銀行	172
株式会社りそな銀行	134

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	28,720,000株	
	第1回優先株式	50株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	7,251,800株	
	(うち自己株式数)	14,873株	
	第1回優先株式	30株	
(3) 株主数	普通株式	19,486名(前期末比	1,815名増)
	第1回優先株式	1名(前期末比	-名)

(4) 大株主

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	第1回優先株式	合計株式数	
株式会社コロワイド	3,388 ^{千株}	30 ^株	3,388 ^{千株}	46.82 [%]
東京海上日動火災保険株式会社	100	—	100	1.38
株式会社日本アクセス	50	—	50	0.69
大戸屋従業員持株会	46	—	46	0.64
住友商事株式会社	43	—	43	0.59
ブルドックソース株式会社	37	—	37	0.51
日本ハム株式会社	27	—	27	0.37
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	18	—	18	0.26
クレディ・スイス証券株式会社	14	—	14	0.20
株式会社りそな銀行	13	—	13	0.18

(注) 持株比率は、自己株式 (14,873株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

取締役に交付した普通株式の区分別合計

	普通株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	5,000株	3名
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

(注) 1. 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	蔵 人 賢 樹		株式会社大戸屋 代表取締役社長
取 締 役	羽 田 正 貴		経営管理本部長
取 締 役	三 森 智 仁		株式会社スリーフォレスト 代表取締役
取 締 役	小 瀨 直 人		株式会社オフィス小浜 代表取締役 株式会社ディー・エル・イー 代表取締役
取 締 役	鈴 木 孝 子		Taka-co designing 代表
取 締 役 (常勤監査等委員)	下 村 治		—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	河 合 宏 幸	指名委員 報酬委員	河合公認会計士・税理士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 村 吉 央	指名委員 報酬委員	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役小瀨直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏および田村吉央氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集とその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために下村治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 社外取締役小瀨直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏および田村吉央氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2022年2月28日をもって取締役（海外事業本部長）山本匡哉氏は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小瀨直人氏、鈴木孝子氏、河合宏幸氏および田村吉央氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定めた額を限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	102 (12)	88 (12)	—	13 (—)	9 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13 (7)	13 (7)	—	—	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより割り当てる譲渡制限付株式であります。当該株式報酬の内容およびその交付状況は「2.会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。非金銭報酬等の額もしくは数は、取締役会にて職位、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、報酬枠の範囲内において個別に決定しております。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下②内において「取締役」という）の報酬等限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）です。

また、上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額60百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内と決議しております（監査等委員である取締役、社外取締役および非業務執行取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名および非業務執行取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年12月23日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(イ)に記載のとおりです。

(イ) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下③内において「取締役」という）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記 (v) のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

- (ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(v)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

- (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額若しくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

なお、譲渡制限付株式報酬として発行または処分された普通株式は、当社または当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任または退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任または退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当理由以外の理由により退任または退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

(iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等および株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

(v) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分とする。

なお、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議および「役員規程」に基づき一任を受けた代表取締役社長は、後記④のとおり、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを「指名・報酬諮問委員会」において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月15日開催の取締役会決議および「役員規程」に基づき、代表取締役社長蔵人賢樹に取締役（監査等委員を除く。以下④内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためです。

尚、取締役会は当該権限が代表取締役社長蔵人賢樹によって適切に行使されるよう、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、代表取締役社長蔵人賢樹は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小濱直人氏は、株式会社オフィス小浜の代表取締役および株式会社ディー・エル・イーの代表取締役であります。両社と当社との取引関係はありません。

取締役鈴木孝子氏は、Taka-co designingの代表であります。同社と当社との取引関係はありません。

取締役（監査等委員）河合宏幸氏は、河合公認会計士・税理士事務所の所長であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田村吉央氏は、弁護士法人ノーサイド法律事務所の代表弁護士であります。同事務所と当社との取引関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との関係

該当事項はありません。

③ 子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	小 瀧 直 人	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、経営戦略やマーケティングに関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	鈴 木 孝 子	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、IT分野・内部監査業務に関する高度な知識と経験のみならず、当社主要顧客である女性ならびに主婦の目線から営業やマーケティングに関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	河 合 宏 幸	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計および税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験から財務やガバナンスに関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 同様に当事業年度に開催された監査等委員会10回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	田 村 吉 央	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、弁護士として各種企業法務・契約実務に精通しており、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 同様に当事業年度に開催された監査等委員会10回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 2021年6月15日開催の第38回定時株主総会において、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった三優監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	—

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.およびVIETNAM OOTOYA CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人による監査またはレビューを受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の1つと認識しており、収益力の向上および財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様へに長期的、かつ安定的な配当および利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

しかしながら、2022年3月31日を基準日とする配当につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による当期の業績動向や今後の財務状況等に鑑み、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

-
- (注) 1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。
ただし、百分率は小数点第2位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,062	流 動 負 債	3,360
現 金 及 び 預 金	4,329	買 掛 金	795
売 掛 金	862	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	640
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	66	リ ー ス 債 務	28
前 払 費 用	164	未 払 金	963
未 収 入 金	430	未 払 法 人 税 等	196
預 け 金	177	未 契 約 負 債	36
そ の 他	51	賞 与 引 当 金	68
貸 倒 引 当 金	△19	株 主 優 待 引 当 金	70
固 定 資 産	3,746	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	44
有 形 固 定 資 産	984	子 会 社 整 理 損 失 引 当 金	4
建 物 及 び 構 築 物	630	資 産 除 去 債 務	5
工 具、器 具 及 び 備 品	246	そ の 他	509
土 地	75	固 定 負 債	3,033
そ の 他	31	長 期 借 入 金	1,640
無 形 固 定 資 産	121	リ ー ス 債 務	7
投 資 そ の 他 の 資 産	2,641	契 約 負 債	16
投 資 有 価 証 券	32	資 産 除 去 債 務	732
長 期 貸 付 金	7	そ の 他	636
長 期 前 払 費 用	25	負 債 合 計	6,393
繰 延 税 金 資 産	880	(純 資 産 の 部)	
敷 金 及 び 保 証 金	1,689	株 主 資 本	3,251
そ の 他	31	資 本 金	3,029
貸 倒 引 当 金	△24	資 本 剰 余 金	2,771
資 産 合 計	9,809	利 益 剰 余 金	△2,548
		自 己 株 式	△0
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	87
		為 替 換 算 調 整 勘 定	87
		非 支 配 株 主 持 分	76
		純 資 産 合 計	3,415
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,809

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	18,834		
売上	7,971		
販売費	10,862		
営業	11,457		
営業	△594		
受為雑	0	息	益入
営	53		
業	48		102
賃支雑	4	用	息失
業	32		
業	3		40
経特	△532		
退職給付制	62	益	額入
店舗閉鎖損	29		
固	1	益	額入
助成	2,212		
そ	23		2,331
特			
減損	149	失	額入
店舗閉鎖損	42		
臨時休業等	88		
そ	23		303
税金等調整前			
当期純利益			1,495
法人税、住民税及び事業	204	税	額
法人税等調整	△628		
当期純利益			1,918
非支配株主に帰属する			7
親会社株主に帰属する			1,910

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,234	流 動 負 債	897
現 金 及 び 預 金	1,178	掛 金	0
売 掛 金	387	1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	640
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	0	リ ー ス 債 務 金	3
前 払 費 用	19	未 払 費 用	115
未 収 入 金	27	未 払 法 人 税 等	6
短 期 貸 付 金	830	未 払 消 費 税 等	37
そ の 他	6	契 約 負 債	46
貸 倒 引 当 金	△216	預 り 引 当 金	1
固 定 資 産	6,549	賞 与 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	204	株 主 優 待 引 当 金	3
建 構 物	70	株 主 優 待 引 当 金	35
構 築 物	19	子 会 社 整 理 損 失 引 当 金	4
車 両 運 搬 具	5	設 備 関 係 未 払 金	1
工 具 器 具 備 品	33	固 定 負 債	1,761
土 地	75	長 期 借 入 債 務	1,640
無 形 固 定 資 産	102	リ ー ス 債 務	6
ソ フ ト ウ ェ ア	102	契 約 負 債	7
投 資 そ の 他 の 資 産	6,242	資 産 除 去 債 務	12
関 係 会 社 株 式	572	そ の 他 の 負 債	93
出 資 金	0	負 債 合 計	2,658
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,583	(純 資 産 の 部)	
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	0	株 主 資 本	6,125
繰 延 税 金 資 産	180	資 本 剰 余 金	3,029
そ の 他	32	資 本 準 備 金	2,771
貸 倒 引 当 金	△127	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,553
資 産 合 計	8,784	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,217
		利 益 剰 余 金	325
		そ の 他 利 益 剰 余 金	325
		繰 越 利 益 剰 余 金	325
		自 己 株	△0
		純 資 産 合 計	6,125
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		1,252
売 上	益		69
販 売 費	費		1,183
管 理 費	益		944
管 業 外 収 入	益		239
受 取 配 当 金	息 金	70	
受 取 替 貸 収	益	0	
為 替 貸 収	入	18	
雑 収	入	24	
管 業 外 費 用		11	125
支 払 利 息	用	31	
賃 貸 倒 引 当 金 繰 入	額	23	
貸 倒 引 当 金 繰 入	他	119	
そ の 他		1	175
経 常 利 益			188
退 職 給 付 制 度 改 定 益		20	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1	
子 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益		20	42
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益			230
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		48	
法 人 税 等 調 整 額		△143	△94
当 期 純 利 益			325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社 大戸屋ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出 正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2021年4月1日から2021年6月15日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社大戸屋ホールディングス 監査等委員会
常勤監査等委員 下村 治 ㊟
監査等委員 河合 宏幸 ㊟
監査等委員 田村 吉央 ㊟

(注) 監査等委員河合宏幸及び田村吉央は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<メモ欄>

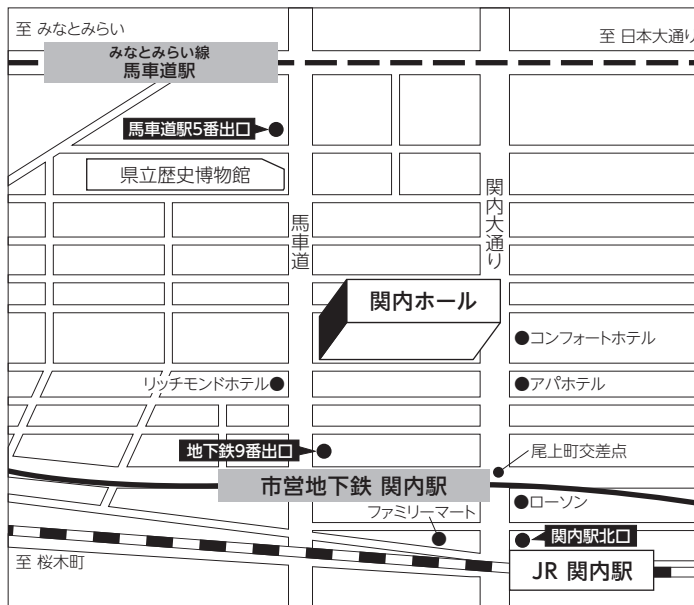
〈× 毛 欄〉

〈マモ欄〉

〈マモ欄〉

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市中区住吉町4-42-1
横浜市市民文化会館 関内ホール
電話番号 045-662-1221



●交通機関

- ・ JR 関内駅北口 徒歩6分
- ・ 市営地下鉄関内駅9番出口 徒歩3分
- ・ みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩5分

【ご来場の自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあります。当日のご来場につきましては、自粛をご検討ください。
※株主様の安全を第一と考え、お土産の配布は取り止めさせていただきます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。